

所管部課		政策経営部 企画政策課		部長		武越 信昭	
件 名		東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市税条例					
	部課機関						
1. 要 旨 令和8年3月末の地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割がなくなることにより、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する。 (1) 改正点 第5号様式で定める、納税又は課税に関する証明申請書のうち、「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。 (2) 施行日 公布の日 (3) 影響及び効果 法改正に合わせて、適正な事務の執行が図られる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							